

健康保険組合からのお知らせ

—令和7年8月6日からの大雨により被災された皆様へ—

九州電力健康保険組合

このたびの大雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

九州電力健康保険組合は、このたびの大雨により災害救助法が適用された市町村（[災害救助法適用市町村は、内閣府「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法の適用について【第8報】」のとおり](#)）にお住まいで被災された方を対象に以下の取扱いを行います。

■保険証等を紛失された場合の対応について

1. 医療機関等での受診時の対応

災害救助法が適用された地域にお住まいの方においては、医療機関の窓口等で保険証等を提示できない場合でも、氏名、生年月日、勤務する事業所名等により医療保険の加入資格の確認が可能のため、受診ができます。

医療機関にて「災害による紛失」である旨をお申し出ください。

2. 資格確認書の再発行

当健保組合では、標記の被災により、資格確認書を紛失・消失された方を対象に、資格確認書の再発行を行います。

なお、通常、事業主（勤務先）を経由して申請いただきますが、それが困難なときは当健保組合に直接連絡してください。

3. 保険証を紛失された場合

- 従来の保険証を紛失・消失された場合は、「被保険者証滅失等届」を提出してください。

なお、マイナ保険証を利用されていた方は、マイナンバーカードが無事であれば、引き続き医療機関での利用が可能です。マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書の交付申請書を当健保組合にご提出ください。

- マイナ保険証を紛失された場合は、市区町村窓口にて再発行手続きをお願いいたします。

なお、この件についてご不明な点がございましたら、当健康保険組合までお問合わせください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

(お問い合わせ先)

〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通 2-1-82

担当：山川（ヤマカワ）

TEL：092-726-1605 FAX：092-726-2935